

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県山口市下小鯖10363番地の7  
氏 名 タムラエンパイロ株式会社  
代表取締役 肥後 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 7 月 1 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7 年 1 月 10 日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（圧縮、選別、破碎、切断（移動式を含む））

#### (2) 産業廃棄物の種類

裏面のとおり

### 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 7月 1日 更新許可

令和 3年11月11日 変更届（変更内容：事業の用に供するすべての施設（破碎施設1基の追加））

令和 4年 8月 5日 変更届（変更内容：産業廃棄物の種類（圧縮：ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くずの廃止、破碎：がれき類の廃止））、事業の用に供するすべての施設（圧縮施設1基及び破碎施設1基の更新））

令和 5年 3月 3日 変更届（変更内容：代表者（変更前：河村 英治））

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

## 産業廃棄物の種類

- 圧縮：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。以上1種類）、紙くず、繊維くず、ゴムくず  
以上4種類
- 選別：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず  
（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類  
以上8種類
- 破砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず  
（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず  
以上7種類
- 切断：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。以上1種類）、木くず 以上2種類  
(移動式を含む)  
(これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有  
ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 事業の用に供するすべての施設

- 圧縮施設 設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1  
設置年月日：令和4年7月5日  
処理能力：40.0t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、33.6t/日(8時間)〈紙くず〉、  
13.6t/日(8時間)〈繊維くず〉、58.4t/日(8時間)〈ゴムくず〉
- 選別施設 設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1  
設置年月日：平成15年10月4日  
処理能力：72t/日(8時間)
- 破砕施設 設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1、1278番1、字丸尾10393番1  
設置年月日：令和3年11月11日  
処理能力：4.1t/日(8時間)〈廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類  
を除く。）・陶磁器くず〉（これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含  
み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であ  
るものを除く。）
- 設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1  
設置年月日：令和4年7月5日  
処理能力：41.4t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、54.7t/日(8時間)〈金属くず〉、  
96.8t/日(8時間)〈ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず〉、  
54.9t/日(8時間)〈紙くず〉、62.1t/日(8時間)〈木くず〉、  
27.7t/日(8時間)〈繊維くず〉、61.5t/日(8時間)〈ゴムくず〉  
許可年月日：令和3年12月17日、許可番号：第26号の3
- 切断施設 設置(保管)場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1及び1278番1並びに  
(移動式を含む) 字丸尾10393番1及び10390番4  
設置年月日：平成28年4月25日  
処理能力：2.88t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、3.8t/日(8時間)〈木くず〉